

令和7年度伊勢原市省エネ家電製品買換え促進事業補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、省エネ家電製品に買換えをする市民に対し、予算の範囲内において伊勢原市省エネ家電製品買換え促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「省エネ家電製品」とは、次に掲げる機器をいう。

- (1) 日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。次号において同じ。）C9901に基づく省エネルギー基準達成率（目標年度を2027年度とするものに限る。）が100%以上であるエアコンディショナー
- (2) 日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率（目標年度を2021年度とするものに限る。）が100%以上である電気冷蔵庫

2 この要綱において「再生可能エネルギー電力」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 自己が所有する家屋において、設置者自身が活用するために、太陽光発電設備を用いて発電した電力
 - (2) 自己が所有する家屋において使用される、電力供給事業者から供給される温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第20条の2に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表する調整後排出係数が0とみなされる電力
- (補助対象)

第3条 補助金の交付対象とする者は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。ただし、伊勢原市省エネ家電製品買換え促進事業補助金交付要綱（令和5年伊勢原市告示第128号）に基づき補助金の交付を受けた者及びその者と同一世帯に属する者は、対象としない。

- (1) 本市に住所を有する者
- (2) 自らが居住する市内の住宅に設置しているエアコンディショナー、電気冷蔵庫を新品（未使用）の省エネ家電製品に交換するために、令和7年6月25日から令和7年9月30日までの間に市内の店舗において購入し、かつ、設置する者
- (3) 本人又は本人と同一世帯で生活する者が補助金の交付決定を受けていない者

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、省エネ家電製品に買い換えるために要する経費（附属品、設置、配送等に係る経費及び既設の機器の処分に係る経費を除き、消費税及び地方消費税を含まない。以下「補助対象経費」という。）の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、50,000円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 補助金の対象とする省エネ家電製品の台数は、1世帯につき合計2台までとする。

4 第1項の規定にかかわらず、次条に規定する交付申請をする時点において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する補助金の額に10,000円を加算した額を補助するものとする。

(1) 市内に本店を有する事業者から省エネ家電製品を購入した者

(2) 再生可能エネルギー電力を既に使用している者

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、令和7年10月7日までに、伊勢原市省エネ家電製品買換え促進事業補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、買換えに当たり、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第43条第1項に規定する特定家庭用機器廃棄物管理票（いわゆる家電リサイクル券）が発行されない場合は、第4号の書類の提出は省略することができる。

(1) 申請者の本人確認書類の写し

(2) 省エネ家電製品を購入した際の領収書等の写し（型番等の機種を特定できる記載があるものに限る。）

(3) メーカーが発行した省エネ家電製品の保証書の写し

(4) 特定家庭用機器廃棄物管理票（いわゆる家電リサイクル券）の写し

(5) 申請者の振込指定口座が確認できる書類

(6) 省エネ家電製品の設置場所が確認できる書類

(7) 前条第4項第2号で規定する補助金の加算を申請する場合は、再生可能エネルギー電力を利用していることが確認できる書類

(8) その他事業の内容を確認するために必要な書類

2 補助金の交付申請は、前項で定める方法のほか、伊勢原市が提供するインターネットを利用した補助金のオンライン申請フォーム（以下「申請フォーム」という。）により申請することができる。

3 前項の申請フォームにより補助金の交付申請をしようとする者は、令和7

年10月7日までに申請フォームにおいて、必要事項の入力及び第1項で規定する書類の画像データ等のアップロードをした上で送信しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果補助金の交付又は不交付を決定したときは、伊勢原市省エネ家電製品買換え促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により、通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 補助金の請求については、第5条の申請をもって充てるものとし、前条の規定により交付決定をした日を請求日とする。

2 市長は、前条の規定により交付決定した者に対して、交付決定をした金額を交付するものとする。

(財産処分の制限期間)

第8条 規則第20条ただし書により市長が定める期間は、交付申請年度の翌年度から起算して、エアコンディショナー及び電気冷蔵庫は6年とする。

(協力の要請)

第9条 補助金の交付を受けた者は、市長から省エネルギー及び節電に関する調査等を求められたときは、積極的に協力するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助金の交付決定後に申請者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、補助金の交付決定を取消し、当該申請者に対して、既に交付した補助金の全部又一部を返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事実を記載し、又は補助金の申請に関し、不正な行為があったとき。

附 則（令和7年5月21日告示第131号）

この告示は、令和7年5月22日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

伊勢原市省エネ家電製品買換え促進事業補助金交付申請書兼請求書

申請日 年 月 日

伊勢原市長 殿

補助金の交付を受けたいので、令和7年度伊勢原市省エネ家電製品買換え促進事業補助金交付要綱第5条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、補助金の交付手続に必要な範囲で、伊勢原市が住民基本台帳の記録の状況について、調査することに同意します。

また、補助金の交付決定があった場合は、同要綱第7条の規定により、当該交付決定日をもって請求日とし、交付決定した金額を本申請書兼請求書により請求します。

申請者	フリガナ氏名	申請チケットNo.		
	住所 (設置場所)	〒伊勢原市		
	電話番号	令和5年9月以降の転居の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
購入した家電製品の情報	種類	<input type="checkbox"/> エアコンディショナー <input type="checkbox"/> 電気冷蔵庫		
	[メーカー] (型番)	<input type="checkbox"/> エアコンディショナー	[] ()	
		<input type="checkbox"/> エアコンディショナー	[] ()	
		<input type="checkbox"/> 電気冷蔵庫	[] ()	
購入店舗名	購入日 ※領収書発行日	年 月 日		

A：補助金の算定

対象家電製品の購入価格	補助金額
<input type="checkbox"/> 家電製品の本体購入価格(税抜き)が計10万円以上	50,000円
<input type="checkbox"/> 家電製品の本体購入価格(税抜き)が計10万円未満 〔購入価格： 円〕	,000円 ※左の購入価格*1/2 ※1,000円未満切捨て

B：加算条件

加算条件	加算金額
<input type="checkbox"/> 該当なし	0円
<input type="checkbox"/> 市内に本店を有する事業者から購入	10,000円
<input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー電力を利用	

交付申請額 (A+B) ※審査結果に基づく交付決定額を交付します。	,000円
--------------------------------------	-------

※裏面あり

【添付書類】

- (1) 申請者の本人確認書類の写し
- (2) 省エネ家電製品を購入した際の領収書等の写し（型番等の機種を特定できる記載があるものに限る。）
- (3) メーカーが発行した省エネ家電製品の保証書の写し
- (4) 特定家庭用機器廃棄物管理票（いわゆる家電リサイクル券）の写し
- (5) 申請者の振込指定口座通帳の写し
- (6) 省エネ家電製品の設置場所が確認できる書類
- (7) 同要綱第4条第4項第2号に基づく補助金の加算を申請する場合は、再生可能エネルギー電力を利用していることが確認できる書類
- (8) その他事業の内容を確認するために必要な書類

金融機関名	銀行・金庫							支店・支所		
	組合							出張所		
預金種別	普通	・	当座	口座						
	その他			番号						
フリガナ										
名義人										

※振込先が本店、本所の場合は、○を付けずに本店、本所とのみ記載してください。

※振込先は、申請者本人の口座に限ります。

伊勢原市指令（ ）第 号

伊勢原市省エネ家電製品買換え促進事業補助金交付（不交付）決定通知書

住 所

申請者氏名

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市省エネ家電製品買換え促進事業補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり交付（不交付と）することに決定しましたので、通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 交 付 金 額 _____ 円

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

（事務担当は、 ）